

同所より長サ二寸餘モ有之候木綿仕付針一本鑄候儘ニテ出候段、うめ并ニ同人母さん申之候間、右ニ付何ぞ存當り候義も無之候哉ト承糺候得者、うめ義小島町ニ罷在候節、次助宅座敷并ニ三階等へ小便致シ候様子ニテ、疊より床迄通シ濡有之候義、度々御座候ニ付、若もうめニハ無之哉ト疑心を請候義も有之、且又新右衛門町へ引越候後、夜分うめ臥居候側を馳驅あるき、又ハ同人蒲團之下へ這入、夥敷小便致候義、毎度之様ニ相成、追々氣分惡敷罷成候段申之候、全く狐狸之所爲ニモ可有之哉、專奇病之趣、此節近邊取沙汰仕候ニ付、取調此段申上候、

右最寄組合肝煎

神田佐久間町

名主 源太郎

〔螢雪餘話〕四予<sup>○</sup>香月<sup>○</sup>豐前<sup>○</sup>の國中津<sup>○</sup>に在し時、ひとりの奇病を療す、二十四歳の男子、一兩年已來、夏の始つかたより、初穂の比まで、舌乾燥して、津液少く、舌上あれて、鮫皮のごとし、今年六月、此病發る事、例年よりも甚し、七月の初より、舌の上まきりに乾燥して、舌上○に○一○夜○の○間○に○毛○を○生○ず、舌の上正中一筋、其色黒く、毛長き事三分ばかりにして、其數幾といふことなし、上脛を衝て、其苦惱する事いはんかたなし、其外苦む事なし、かくのごとくなるもの二十餘箇日、諸醫に逢て、其病因をとひ、藥を服すれども、其効もなく、又其病因を知者なし、予其頃は邦君の疾の急なる時にして、公所に在て、見るに暇なし、門人阿部氏によつて、其病因をとひ、且其治をもとむ、予曰、此病これ心火有餘の證なり、それ人の五内には毛を生ずる事なきものは、これ津液あつて乾く事なきがためなり、譬ば水の流るゝ所には草生ずる事なきがごとし、元氣めぐつて、經絡の血流行するときは、津液乾く事なし、舌は心の主るところ、火有餘なるときは、心血乾て、腠理のごとくなるに、よりにて毛を生ず、譬ば池水涸て澤邊となれば、濕草おのづから生ずるの義に同じ、土あればこゝに